



箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月1日付けで締結し、平成26年2月10日に変更協定書を締結した箕面市立障害者自立支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者に関する協定について、次のとおり変更協定を締結する。

第24条第1項を次のように改める。

第24条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。

| 期 間 | 指定管理料 |
|-----------------------|-------------|
| 平成22年4月1日から平成23年3月31日 | 52,087,000円 |
| 平成23年4月1日から平成24年3月31日 | 52,087,000円 |
| 平成24年4月1日から平成25年3月31日 | 52,087,000円 |
| 平成25年4月1日から平成26年3月31日 | 43,713,000円 |
| 平成26年4月1日から平成27年3月31日 | 43,713,000円 |
| 平成27年4月1日から平成28年3月31日 | 43,713,000円 |
| 平成28年4月1日から平成29年3月31日 | 43,390,000円 |
| 平成29年4月1日から平成30年3月31日 | 43,390,000円 |
| 平成30年4月1日から平成31年3月31日 | 43,390,000円 |

第24条の2第1項中「平成25年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日」に改め、同条第3項を「前項で求めた精算額は、平成30年度の決算後に精算するものとする。」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 甲は、前条第1項の指定管理料について、乙の請求により、次表のとおり支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により指定管理料を変更したときは、この限りでない。

【平成29年度および平成30年度】

| 施設名称 | 支 払 月 | 指定管理料 | 備 考 |
|-----------------|-------|-------------|------|
| あかつき園 | 4月 | 5,423,750円 | 前金払い |
| | 10月 | 5,423,750円 | 同上 |
| ワークセンター ささゆり | 4月 | 16,271,250円 | 同上 |
| | 10月 | 16,271,250円 | 同上 |

本変更協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月28日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 倉田哲郎



乙 箕面市瀬川三丁目3番
社会福祉法人あかつき福祉会
理事長 永田吉

